

多久市教育・保育の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

多久市長 横 尾 俊 彦

多久市規則第 8 号

多久市教育・保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

多久市教育・保育の実施に関する規則（平成 2 7 年多久市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 保育に係る利用者負担額の備考 3 を次のように改める。

- 3 この表の第 3 の 1 階層から第 8 階層までに該当する世帯であって、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成 2 6 年政令第 2 1 3 号）第 1 4 条に規定する「特定被監護者等」をいう。以下同じ。）が 2 人以上いる場合における利用者負担額は、当該特定被監護者等のうち、当該利用者負担額に係る小学校就学前の子どもが年長の者から 2 人目以降であるときは、0 円とする。

別表第 2 の 1 保育に係る利用者負担額の備考 4 を削る。

別表第 2 の 2 ひとり親等世帯の保育に係る利用者負担額の備考 4 を次のように改める。

- 4 この表の第 3 の 1 0 階層から第 8 の 1 0 階層までに該当する世帯であって、特定被監護者等が 2 人以上いる場合における利用者負担額は、当該特定被監護者等のうち、当該利用者負担額に係る小学校就学前の子どもが年長の者から 2 人目以降であるときは、0 円とする。

別表第 2 の 2 ひとり親等世帯の保育に係る利用者負担額の備考 5 を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の多久市教育・保育の実施に関する規則の規定は、令和 7 年 4 月分以後の利用者負担額に適用し、令和 7 年 3 月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。